

IP通信網サービス契約約款

(平成29年7月)

株式会社QTnet

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 I P通信網サービスの提供区域	3
第4条 I P通信網サービスの提供区域	3
第3章 契約	4
第5条 I P通信網サービスの品目	4
第6条 契約の種別	4
第7条 契約の単位	4
第8条 共同 I P通信網契約	4
第9条 契約者回線等の終端	4
第10条 収容区域及び加入区域	4
第11条 契約申込の方法	4
第12条 契約申込の承諾	4
第13条 最低利用期間	5
第14条 契約者数の変更	5
第15条 I P通信網サービスの品目または細目の変更	5
第16条 契約者回線等の増設又は廃止	5
第17条 契約者回線等の移転	5
第18条 契約者回線の異経路	5
第19条 その他の契約内容の変更	5
第20条 契約者回線等の利用の一時中断	5
第21条 利用権の譲渡	6
第22条 契約者が行う I P通信網契約の解除	6
第23条 当社が行う I P通信網契約の解除	6
第24条 その他の提供条件	6
第4章 付加機能	7
第25条 付加機能の提供	7
第26条 付加機能の利用の一時中断	7
第5章 回線相互接続	8
第27条 回線相互接続	8

第6章 利用中止及び利用停止	10
第28条 利用中止	10
第29条 利用停止	10
第7章 通信	11
第30条 通信の条件	11
第31条 通信利用の制限等	11
第8章 料金等	12
第32条 料金及び工事に関する費用	12
第33条 料金の支払義務	12
第34条 工事費の支払義務	14
第35条 線路設置費の支払義務	14
第36条 設備費の支払義務	14
第37条 料金の計算方法等	15
第38条 割増金	15
第39条 延滞利息	15
第9章 保守	16
第40条 契約者の維持責任	16
第41条 契約者の切分責任	16
第42条 修理又は復旧の順位	16
第10章 損害賠償	17
第43条 責任の制限	17
第44条 免責	17
第11章 雑則	18
第45条 承諾の限界	18
第46条 利用に係る契約者の義務	18
第47条 他人に使用させる場合の契約者の義務	18
第48条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	19
第49条 I P通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	19
第50条 法令に規定する事項	19
第51条 閲覧	19

別記	20
1 IP通信網サービスの提供区域	20
2 契約者の地位の承継	20
3 契約者の氏名等の変更	20
4 特定協定事業者	20
5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い	20
6 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	20
7 自営端末設備の接続	21
8 自営端末設備に異常がある場合等の検査	21
9 自営電気通信設備の接続	21
10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	22
11 当社の維持責任	22
12 新聞社等の基準	22
13 技術資料の項目	22
料金表	23
通則	23
第1表 料金	25
1 適用	25
2 料金額	30
第2表 工事に関する費用	33
第1 工事費	33
1 適用	33
2 工事費の額	34
第2 線路設置費	35
1 適用	35
2 線路設置費の額	35
第3 設備費	35
1 適用	35
2 設備費の額	35
第3表 その他料金	36
第1 工事着手後完了前における解除料	36
第2 電気通信設備を亡失、又はき損したときの賠償金	36
料金表別表 特定データセンターにおける工事費	36
別表 IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項	37

附則 38

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 IP通信網サービス取扱所	IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約（短期IP通信網契約となるものを除きます。）
7 IP通信網契約者	当社とIP通信網契約を締結している者
8 契約者	IP通信網契約者
9 取扱所交換設備	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備
10 契約者回線	IP通信網契約に基づいて当社が指定する取扱所交換設備（以下「収容局設備」といいます。）と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
11 契約者回線等	契約者回線
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
13 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
14 特定協定事業者	協定事業者のうち、相互接続協定に基づき当社の接続回線と他社接続回線（その他社接続回線を介して接続される他の協定事業者の回線を含みます。）を合わせて料金を設定している協定事業者
15 他社接続回線	相互接続点において当社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの

16 削除	削除
17 削除	削除
18 I P 通信網サービス取扱局	収容局設備が設置されている I P 通信網サービス取扱所
19 中継局設備	取扱所交換設備であって収容局設備以外のもの
20 中継回線	取扱所交換設備相互間の電気通信回線
21 I P 通信網契約者回線群	I P 通信網内において相互に通信を行うことができる契約者回線等からなるグループ
22 端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
23 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
24 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
25 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
26 第1種契約者回線（タイプB）	I P 通信網契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、当社の電気通信設備で構成させるもの
27 第2種契約者回線（タイプF）	I P 通信網契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備で構成されるもの
28 特定データセンター	当社が指定するデータセンター

第2章 IP通信網サービスの提供区域

(IP通信網サービスの提供区域)

第4条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

(IP通信網サービスの品目)

第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の様態による細目があります。

(契約の種別)

第6条 IP通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

(1) IP通信網契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1のIP通信網契約者回線群ごとに1のIP通信網契約を締結します。

(共同IP通信網契約)

第8条 当社は、1のIP通信網契約について契約者が2人以上となるIP通信網契約(以下「共同IP通信網契約」といいます。)を締結します。

(契約者回線等の終端)

第9条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線等の終端とします。ただし、料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第10条 当社は、料金表に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(契約申込の方法)

第11条 IP通信網契約の申込みををするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線等の終端の場所及び回線数
- (2) IP通信網サービスの品目及び細目
- (3) IP通信網サービスの設定に必要となる事項
- (4) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第12条 当社は、IP通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのIP通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P通信網サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P通信網契約の申込みをした者がI P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 I P通信網サービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、I P通信網サービスの提供を開始した日（契約者回線の増設等により新たに設置した部分については、その契約者回線の提供を開始した日）から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内にI P通信網契約の解除、契約者回線の廃止又は料金表に定めるI P通信網サービスの品目または細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者数の変更)

第14条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用を止めようとする者と連署した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(I P通信網サービスの品目または細目の変更)

第15条 契約者は、I P通信網サービスの品目または細目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の増設又は廃止)

第16条 契約者は、契約者回線等の増設又は廃止の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の移転)

第17条 契約者は、契約者回線等の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第18条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、I P通信網契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

ただし、料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(その他の契約内容の変更)

第19条 契約者は、第11条（契約申込の方法）第3号及び第4号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り

扱います。

(契約者回線等の利用の一時中断)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断（その契約者回線等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(利用権の譲渡)

第21条 利用権（契約者が I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡（契約名義の変更を含みます。以下、同じとします。）は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 共同 I P 通信網契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての契約者の同意がないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う I P 通信網契約の解除)

第22条 契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う I P 通信網契約の解除)

第23条 当社は、第29条（利用停止）の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P 通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P 通信網サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、I P 通信網契約契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断の請求を行わないとき。

4 当社は、前2項の規定により、その I P 通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第24条 I P 通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 回線相互接続

(回線相互接続)

第27条 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3 契約者は、その接続について、第1項の規定により契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線との相互接続)

第27条の2 当社は、他社接続回線と接続するIP通信網契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

第27条の3 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線変更」といいます。）を行います。

2 当社は前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続回線の接続休止)

第27条の4 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が

当社の I P 通信網サービスを全く利用できなくなったときは、その I P 通信網サービスについて接続休止（その I P 通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてその I P 通信網サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その I P 通信網サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。
- 3 第 1 項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その I P 通信網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

（相互接続点の所在場所の揭示等）

第 27 条の 5 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所に揭示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第28条 当社は、次の場合には、I P通信網サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第27条の5(相互接続点の所在場所の掲示等)の規定により、接続契約者回線等に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。

(3) 第31条(通信利用の制限等)の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりI P通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのI P通信網サービスの料金及びその他債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったI P通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金及びその他債務が支払われるまでの間)、そのI P通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金及びその他債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第46条(利用に係る契約者の義務)又は第47条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

2 当社は前項の規定によりI P通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第7章 通信

(通信の条件)

第30条 契約者は、同一の I P 通信網契約者回線群内の契約者回線等相互間に限り通信することができます。

(通信利用の制限等)

第31条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記12の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(協定事業者の契約約款等による制約)

第31条の2 契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款（料金表を含みます。）の規定により、I P 通信網サービスに係る他社接続回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、I P 通信網サービスに係る通信を行うことはできません。

第8章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する I P 通信網サービスの工事に関する費用は工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供する I P 通信網サービスの態様に応じて、基本料、加算額、及び付加機能使用料を合算したものとします。

(料金の支払義務)

第33条 契約者は、その I P 通信網契約に基づいて当社が契約者回線等の提供を開始した日から起算して、I P 通信網契約の解除又は契約者回線等の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線等を全く利用できない状態（その契約者回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。但し、料金表の細目に規定する保守対応時間外は除きます。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線等についての料金
2 契約者の責めによらない理由により、収容局設備又は中継局設備に係る全ての契約者回線等を全く利用できない状態が生じた場合（3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。但し、料金表の細目に規定する保守対応時間外は除きます。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその収容局設備、中継局設備に係る中継回線についての料金
3 当社の故意又は重大な過失によりその I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 通信網サービスについての料金

4 契約者回線等の移転に伴って、その契約者回線等を利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその契約者回線等の料金
--	---

3 第1項の期間において、契約者がIP通信網サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときのIP通信網サービスの料金の支払いは、次によります。

(1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線に係る契約者に帰する事由により、他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのIP通信網サービスに係る料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線と相互に接続するIP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第3号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第3号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金
2 IP通信網サービスと相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第34条 契約者は、I P通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのI P通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまで着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第35条 契約者は、次条第1項第1号の規定により設備費の支払いを要することとなる場合を除いて、次の場合には、料金表に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線等の設置等の工事の着手前にそのI P通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 契約者回線等の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となる契約の申込み又は契約者回線等の増設の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 移転後の契約者回線等の終端が区域外となる契約者回線等の移転（移転後の契約者回線等の終端が移転前の契約者回線等の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における契約者回線等の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第36条 契約者は、次の場合には、料金表に規定する設備費の支払いを要します。ただし、契約者回線等の設置等の工事の着手前にそのI P通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- (1) 異経路の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要する契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（前項各号に掲げる異経路による契約者回線及び特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第38条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第39条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第40条 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第41条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第31条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線等について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第43条 当社は、I P通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのI P通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、第33条（料金の支払い義務）第2項第3号の表に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのI P通信網サービスに係る料金額（そのI P通信網サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりI P通信網サービスの提供をしなかったときは、第33条（料金の支払い義務）第2項第3号の表の3欄に規定する料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(注) 本条第の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第44条 当社は、契約者回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（I P通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第45条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第46条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに料金表第3表に規定する金額を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第47条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、その I P 通信網サービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第40条 (契約者の維持責任)
- イ 第41条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記7 (自営端末設備の接続)
- エ 別記8 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記9 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記10 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第48条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(I P通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第49条 I P通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するI P通信網サービス取扱所において、I P通信網サービスを利用するうえで参考となる別記13の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第50条 I P通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7から12に定めるところによります。

(閲覧)

第51条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別 記

1 IP通信網サービスの提供区域

当社のIP通信網サービスの提供区域は、次に掲げる県の区域において提供します。

県 の 区 域
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を継承した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかにIP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

4 特定協定事業者

当社は、次表に掲げる協定事業者を特定協定事業者として取り扱います。

特定協定事業者
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

5 特定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い

- (1) 特定協定事業者との相互接続に係る料金（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限り、）は当社の接続回線と他社接続回線（その他社接続回線を介して接続されている他の特定協定事業者の電気通信回線を含みます。）とを合わせて定めるものとし、具体的取扱いは次表のとおりとします。

特定協定事業者	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金に関するその他の取扱い
KDDI株式会社	特定協定事業者	特定協定事業者	特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
ソフトバンク株式会社	特定協定事業者	特定協定事業者	特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に規定する加算額（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものを除きます。）及び料金表に別段の定めがある料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

6 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が I P 通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法第86条第1項に規定する登録認定機関または同法第104条第2項に規定する承認認定機関をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)～(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の

内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) ～ (4) の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

1 0 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

1 1 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

1 2 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

1 3 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件 (2) 電氣的条件及び光学的条件 (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料金表 通 則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、I P通信網契約者がそのI P通信網契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は端末設備の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にI P通信網契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線又は端末設備の提供を開始し、その日にそのI P通信網契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にI P通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第33条（料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するI P通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
(注) 8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第33条（料金の支払義務）から第36条（設備費の支払義務）までの規定等により料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、I P通信網サービスの提供区域について、1のI P通信網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでI P通信網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的・経済的・地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>
(2) 料金の適用	<p>I P通信網サービスの料金は、次のとおり適用します。</p> <p>ア I P通信網 そのI P通信網サービスのI P通信網部分の料金を適用します。</p> <p>イ 契約者回線 そのI P通信網サービスのI P通信網に接続する回線の部分の料金を適用します。</p>

(3) IP通信網サービスの品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。								
	ア 第1種契約者回線のもの								
	(ア) (イ)以外のもの								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mコース</td> <td>契約者回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの</td> </tr> <tr> <td>ギガコース</td> <td>契約者回線を使用して最大 1Gbit/s の通信ができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	100Mコース	契約者回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの	ギガコース	契約者回線を使用して最大 1Gbit/s の通信ができるもの	備考	
	品目	内容							
	100Mコース	契約者回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの							
	ギガコース	契約者回線を使用して最大 1Gbit/s の通信ができるもの							
	備考								
	(イ) 接続回線のもの								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300Mb/s</td> <td>契約者回線を使用して最大 300Mbit/s の通信ができるもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>契約者回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 特定協定事業者との接続回線に限り提供します。 300Mb/s は、KDDI 株式会社 に限り提供します。 100Mb/s は、ソフトバンク株式会社 に限り提供します。 </td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	300Mb/s	契約者回線を使用して最大 300Mbit/s の通信ができるもの	100Mb/s	契約者回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの	備考 特定協定事業者との接続回線に限り提供します。 300Mb/s は、KDDI 株式会社 に限り提供します。 100Mb/s は、ソフトバンク株式会社 に限り提供します。	
品目	内容								
300Mb/s	契約者回線を使用して最大 300Mbit/s の通信ができるもの								
100Mb/s	契約者回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの								
備考 特定協定事業者との接続回線に限り提供します。 300Mb/s は、KDDI 株式会社 に限り提供します。 100Mb/s は、ソフトバンク株式会社 に限り提供します。									
イ 第2種契約者回線のもの									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mコース</td> <td>契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの</td> </tr> <tr> <td>ギガコース</td> <td>契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線を使用して 100Mbit/s を超えて通信ができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受ける電気通信回線は、西日本電信電話株式会社の IP通信網サービスに関する契約約款および料金表に規定するメニュー5-1に係るものであって、その通信の態様による細目が100Mb/s品目におけるプラン5-1（フレッツ光ネクスト ファミリータイプ）および200Mb/s品目（フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ）ならびに 1Gb/s品目におけるプラン3（フレッツ 光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ 準）または、メニュー5-2に係るものであって、その通信の態様による細目がカテゴリー3-1（フレッツ光ネクスト マンションタイプ）のものに限る</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	100Mコース	契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの	ギガコース	契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線を使用して 100Mbit/s を超えて通信ができるもの	備考 契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受ける電気通信回線は、西日本電信電話株式会社の IP通信網サービスに関する契約約款および料金表に規定するメニュー5-1に係るものであって、その通信の態様による細目が100Mb/s品目におけるプラン5-1（フレッツ光ネクスト ファミリータイプ）および200Mb/s品目（フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ）ならびに 1Gb/s品目におけるプラン3（フレッツ 光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ 準）または、メニュー5-2に係るものであって、その通信の態様による細目がカテゴリー3-1（フレッツ光ネクスト マンションタイプ）のものに限る		
品目	内容								
100Mコース	契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線を使用して最大 100Mbit/s の通信ができるもの								
ギガコース	契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線を使用して 100Mbit/s を超えて通信ができるもの								
備考 契約の申込者が他の電気通信事業者より提供を受ける電気通信回線は、西日本電信電話株式会社の IP通信網サービスに関する契約約款および料金表に規定するメニュー5-1に係るものであって、その通信の態様による細目が100Mb/s品目におけるプラン5-1（フレッツ光ネクスト ファミリータイプ）および200Mb/s品目（フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ）ならびに 1Gb/s品目におけるプラン3（フレッツ 光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ 準）または、メニュー5-2に係るものであって、その通信の態様による細目がカテゴリー3-1（フレッツ光ネクスト マンションタイプ）のものに限る									

(4) IP通信網サービスの細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり細目を定めます。	
	ア 第1種契約者回線のもの	
	(ア) (イ) 以外のもの	
	区 別	内 容
	保守対応	
デイトタイム保守プラン	契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限り、）の数が最大5までのもので、フルタイム保守プラン以外のもの	当社営業時間内のみ
フルタイム保守プラン	契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限り、）の数が最大30までのもの	24時間 365日
備考		
1 当社の営業時間は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時50分までの時間をいいます		
2 デイトタイム保守プランは、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受けたときに、その受け付け時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行います。		
(イ) 接続回線のもの		
区 別	保守対応	
タイプ1	全日午前9時から午後5時00分	
タイプ2	24時間 365日	
備考		
タイプ1は、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受けたときに、その受け付け時刻以降の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧を行います。		

	<p>イ 第2種契約者回線のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 315 719 353">区 別</th> <th data-bbox="719 315 1353 353">保守対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 353 719 573">センドバック</td> <td data-bbox="719 353 1353 573"> 1 契約者がVPN装置の設置等を行うもので、そのVPN装置の修理又は復旧について当社の保守員（当社の委託により修理または復旧を行うものを含まず。）を派遣しないもの 2 当社営業時間内のみ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 573 719 831">コールドスタンバイ</td> <td data-bbox="719 573 1353 831"> 1 契約者がVPN装置およびその拠点に係る予備のVPN装置の設置等を行うもので、そのVPN装置の修理又は復旧について当社の保守員（当社の委託により修理または復旧を行うものを含まず。）を派遣しないもの 2 当社営業時間内のみ </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="512 831 1353 943"> 備考 コールドスタンバイについては、別途付加機能利用の契約が必要となります。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	保守対応	センドバック	1 契約者がVPN装置の設置等を行うもので、そのVPN装置の修理又は復旧について当社の保守員（当社の委託により修理または復旧を行うものを含まず。）を派遣しないもの 2 当社営業時間内のみ	コールドスタンバイ	1 契約者がVPN装置およびその拠点に係る予備のVPN装置の設置等を行うもので、そのVPN装置の修理又は復旧について当社の保守員（当社の委託により修理または復旧を行うものを含まず。）を派遣しないもの 2 当社営業時間内のみ	備考 コールドスタンバイについては、別途付加機能利用の契約が必要となります。	
区 別	保守対応								
センドバック	1 契約者がVPN装置の設置等を行うもので、そのVPN装置の修理又は復旧について当社の保守員（当社の委託により修理または復旧を行うものを含まず。）を派遣しないもの 2 当社営業時間内のみ								
コールドスタンバイ	1 契約者がVPN装置およびその拠点に係る予備のVPN装置の設置等を行うもので、そのVPN装置の修理又は復旧について当社の保守員（当社の委託により修理または復旧を行うものを含まず。）を派遣しないもの 2 当社営業時間内のみ								
備考 コールドスタンバイについては、別途付加機能利用の契約が必要となります。									
(5) 契約者回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>ア 第1種契約者回線のものに限り、その契約者回線が收容されているIP通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、契約者回線数の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>								
(6) 異経路による契約者回線の料金の適用	<p>ア 第1種契約者回線のものに限り、契約者回線の終端が直接收容されているIP通信網サービス取扱局の收容区域を越える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>								
(7) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路に関する加算額を含まず。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>								

<p>(8) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用</p>	<p>ア I P通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表の通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に I P通信網サービスの品目または細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目または細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は I P通信網サービスの解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>
<p>(9) 接続可能拠点数</p>	<p>ア I P通信網サービスについては、1 契約者回線群における接続可能拠点数は、500回線とします。ただし、第2種契約者回線のものについては、最大200回線とします。</p> <p>イ 50回線を超える契約については、別途付加機能利用の契約が必要となります。</p>
<p>(10) 特別電気通信設備の加算額の適用</p>	<p>その契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>
<p>(11) 削除</p>	
<p>(12) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用</p>	<p>付加機能を提供した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。</p>

2 料金額

※表記金額は全て税抜です。

2-1 基本料

(1) IP-VPN使用料

料金種別	料金額 (月額)
100M コース	1,700 円
ギガコース	2,300 円

(2) 回線使用料

①第1種契約者回線のもの

料金種別		料金額 (月額)
デイトタイム保守プラン	100M コース	5,000 円
	ギガコース	5,300 円
フルタイム保守プラン	100M コース	8,000 円
	ギガコース	8,300 円

②第2種契約者回線のもの

他の電気通信事業者の契約約款に定める金額

2-2 加算額

(1) 第1種契約者回線のもの

料金種別	単 位	料金額 (月額)
区域外線路使用料	線路 100m までごとに	1,600円
特別電気通信設備使用料	—	別に算定する実費

(2) 第2種契約者回線のもの

料金種別	単 位	料金額 (月額)
VPN装置使用料	1 台ごとに	1,500円

2-3 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)	
ゲートウェイ接続機能 (VLANゲートウェイ)	I P 通信網サービス契約者回線群と契約者が指定する当社のLAN型通信網サービス契約約款におけるLAN型通信網契約者回線群とを接続する機能	1 接続ごとに	品 目	月額料金
			0.5Mb/s	60,000円
			1Mb/s	61,000円
			2Mb/s	62,000円
			3Mb/s	63,000円
			4Mb/s	64,000円
			5Mb/s	65,000円
			6Mb/s	66,000円
			7Mb/s	67,000円
			8Mb/s	68,000円
			9Mb/s	69,000円
			10Mb/s	70,000円
			20Mb/s	78,000円
			30Mb/s	87,000円
			40Mb/s	96,000円
			50Mb/s	105,000円
			60Mb/s	114,000円
70Mb/s	123,000円			
80Mb/s	132,000円			
90Mb/s	141,000円			
100Mb/s	150,000円			
備考	1 利用可能なLAN型通信網サービスは、帯域保証型のもの (VLAN) のみとします。 2 別途、LAN型通信網サービスの契約が必要です。 3 平成26年7月1日をもって新規申込み受付を停止します。			
ゲートウェイ接続機能 (マネージドVPNゲートウェイ)	I P 通信網サービス契約者回線群と契約者が指定する当社のマネージドVPNサービス利用規約におけるマネージドVPN契約者回線群とを接続する機能	1 接続ごとに	サービス種別	料金額(月額)
			SEIL/Plus	66,000円
			SEIL/Turbo	78,000円
			SEIL/B1	66,000円
			SEIL/BPV4	78,000円
備考	・別途、マネージドVPNサービスの契約が必要です。 ・平成28年8月をもって、SEIL/Plus、SEIL/Turboについては、新規申込み受付を停止します。			

接続可能 拠点数追 加機能	1 契約者回線群において50回線を超えて利用 する機能	1 契約者回線 群 50 拠点超 につきかつ、 50 拠点毎に (最大 500 拠 点まで (ただ し第 2 種契約 者回線のもの は最大 200 拠 点まで))	5,000円
	備考	最低利用期間対象外	
V P N 装 置 コー ド ス タ ン バ イ 機 能	拠点毎に予備のV P N 装置を提供し、契約者 が現用、予備のV P N 装置を取り換えること が可能となる機能	1 台ごとに	2,000円
	備考	第 2 種契約者回線に限り提供します。	

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容	
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要する事となる、契約者回線等及びIP通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。	
(2) 品目又は細目の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	品目又は細目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。	
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次の通りとします。	
	工事の区分	適 用
	ア IP-VPN接続工事等に係る工事	IP通信網サービス取扱所交換設備などにおいて、IP通信網契約者回線群などのIP通信網サービスの設定を行う場合に適用します。
	イ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、移設、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。
	ウ 回線接続等に係る工事	収容IP通信網サービス取扱局の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。
	エ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に係る工事について適用します。
	オ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事	契約者回線又は端末設備の利用の一時中断を行なう場合に適用します。
	カ 細目の変更に係る工事	契約者回線の細目の変更に係る工事について適用します。
キ 相互接続点に係る工事	相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更	

2 工事費の額

区 分		単 位	料金額（工事費）
I P－V P N接続工事等に係る工事		1 の工事ごとに	2,000円
端末設備に係る工事	配線設備に係る工事	1 の工事ごとに	13,600円
回線終端装置等に係る工事		1 の工事ごとに	9,000円
回線接続等に係る工事		1 の工事ごとに	2,000円
付加機能に係る工事	V L A Nゲートウェイ接続機能	1 の工事ごとに	33,000円
	マネージド V P N ゲートウェイ接続機能	1 の工事ごとに	84,600円
	ゲートウェイ接続の設定情報変更に係る工事	1 の契約者回線ごとに	2,000円
	接続可能拠点数追加機能	1 の工事ごとに	2,000円
利用の一時中断に係る工事		1 の工事ごとに	7,000円
細目変更に係る工事	保守区分変更に係る工事	1 の契約者回線ごとに	800円
相互接続点に係る工事		1 の工事ごとに	2,000円

※上記工事に伴い、引込柱以降において建柱、引込ルートの変更等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(4) 線路設置費の適用	<p>ア 区域外線路（設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>
(2) 線路設置費の差額負担	<p>現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新たに提供を受けるLAN型通信網サービスの線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 線路設置費の額（残額があるときに限りま す。） </div> </div>

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	料金額（線路設置費）
線路設置費	122,000円

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路の線路の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p>

2 設備費の額

当該設備ごとに

区 分	料金額（線路設置費）
設備費	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 その他料金

第1 工事着手後完了前における解除料

区 分	単 位	料金額
工事予定日当日の解除	1 契約ごとに	8,000 円
工事予定日の前日以前の解除	1 契約ごとに	2,000 円

第2 電気通信設備を亡失、又はき損したときの賠償金

区 分	単 位	料金額
回線終端装置	1 台ごとに	12,000 円
その他		実費相当額

料金表 別表

1 特定データセンターにおける工事費

- (1) 当社は、契約者回線を当社が定める特定データセンターに提供し、且つ回線終端装置を設置しない場合、その工事費について次表の額を適用します。

区 分	単 位	料金額
IP-VPN接続工事等に係る工事	1 の工事ごとに	2,000円
回線の設置又は移転に係る工事	1 の工事ごとに	22,600円
回線接続等に係る工事	1 の工事ごとに	2,000円

- (2) (1)以外のもの

料金表第2表（工事に関する費用）に準ずる。

2 特定協定事業者との接続回線における工事費

区 分	単 位	料金額
新規工事	1 の工事ごとに	30,000 円
保守タイプ変更	1 の工事ごとに	2,000 円
端末情報変更	1 の工事ごとに	9,000 円
移設、ルート変更工事	1 の工事ごとに	21,000 円
相互接続点に係わる工事	1 の工事ごとに	3,000 円
解除・新設工事	1 の工事ごとに	30,000 円
備考	100Mb/s 品目のものに限り適用します。	

別表 IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項

1 2以外のもの

品目	物理的条件	相互接続回路	サービスレイヤ
100M コース	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX 準拠	レイヤ3 TCP/IPに限る
ギガコース	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠	レイヤ3 TCP/IPに限る

2 接続回線のもの

品目	物理的条件	相互接続回路	サービスレイヤ
300Mb/s	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠	レイヤ3 TCP/IPに限る
100Mb/s	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX 準拠	レイヤ2 Ethernetに限る

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成20年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成22年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成24年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成25年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成26年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成26年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成28年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成28年10月3日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成29年7月1日から実施します。